

## 横浜市老人福祉センター趣味の教室実施要領

制定：平成12年 1月1日  
最近改定：平成23年10月1日 健高健第595号(局長決裁)

### 1 目的

趣味の教室は、高齢者の生きがいを高めるための積極的・具体的対策の一環として、教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供を通じて高齢者の社会活動を支援することを目的とする。

### 2 実施期間

趣味の教室の実施期間は、原則として6か月以内とする。

### 3 受講できる者

- (1) 市内に居住する60歳以上の者
- (2) 市内に居住する者の60歳以上の父母及び祖父母
- (3) その他老人福祉センター（以下、「センター」という。）の長が必要と認める者

### 4 受講人数

各科目の定員は別に定める。

### 5 科目

高齢者の生きがいがづくりや社会活動の一助として1の目的に合致するとセンターの長が認める科目

### 6 受講料

無料

### 7 教材費

教材費は、原則として自己負担とする。

### 8 申込み

- (1) 趣味の教室を受講しようとする者は、センターの定める申込方法により、センターの長が定めた日までに申し込むものとする。
- (2) 前項による申込者数が定員を超えた場合は、抽選等の方法により受講者を決定する。また、受講の可否についてはすべての申込者にそれぞれ文書で通知する。

### 9 開講の中止

受講の申込者数が定員を下回った場合は、その期間は開講しないことがある。

### 10 受講

- (1) 同一期間の受講は、原則として1人1科目とする。
- (2) 一度受講した科目は、原則として再受講できない。ただし、申込期間終了後も申込者数が定員に満たない場合は、センターの長の判断により再受講を可能とする。
- (3) 教室の運営に支障をきたすと判断されるときには受講を認めない場合がある。
- (4) 特別の場合を除き、受講期間の中途からの受講は認めない。
- (5) 開講日数のおおむね7割以上出席した受講生に対しては、原則として修了証を授与する。

### 11 講師

同一センター・同一科目における講師は、原則として、継続して5か年を超えることができない。

12 報告

センターの長は、趣味の教室実績報告書（第1号様式）により前期分及び後期分をそれぞれ終了月の翌月の20日までに健康福祉局長に報告するものとする。

13 その他

この要領に記載のない事項については、センターの長の判断により決定することとする。

附 則

この要領は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

